

人権を尊重するまち三鷹審議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、人権を尊重するまち三鷹条例（令和6年条例第●号。以下「条例」という。）第13条第5項の規定に基づき、人権を尊重するまち三鷹審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 条例第13条第3項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民(公募による市民を含む。)

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 審議会は、会長が招集する。

（部会）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

（定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 会長は、審議に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員の報酬等）

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和27年三鷹市条例第68号)に定めるところによる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、企画部企画経営課において行う。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。